



東久留米駅周辺は終日路上喫煙禁止区域に指定されています

私たちの手できれいなまちに 環境美化マナーアップ キャンペーンを実施します

市では、「東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例」により、市民・事業者の皆さんと共にまちの美化活動に取り組んでいきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

キャンペーン日程

環境美化マナーアップキャンペーンは、5月7日(水)12日(月)に実施します。市環境美化推進員と一緒にキャンペーン活動を行っていただける方の参加を歓迎します。当日直接集合場所へお越しください(雨天の場合中止)。



路上喫煙禁止区域が禁止区域です



「路上喫煙禁止区域」は、このようにシールで、路面に表示します



みどり東京・温暖化防止プロジェクト市町村助成金事業

環境美化マナーアップキャンペーン活動日程

5月7日(水)	集合時間・場所	午前6時50分 東久留米駅西口駅前広場
	活動時間・場所	午前7時~8時 東久留米駅周辺
	集合時間・場所	午前10時20分 滝山歩道橋南側
	活動時間・場所	午前10時半~11時半 滝山交番周辺
5月12日(月)	集合時間・場所	午後2時50分 滝山歩道橋南側
	活動時間・場所	午後3時~4時 滝山交番周辺
	集合時間・場所	午後6時50分 東久留米駅西口駅前広場
	活動時間・場所	午後7時~8時 東久留米駅周辺

5月4日は「みどりの日」 緑の募金にご協力を

5月4日の「みどりの日」は国民の祝日で、国民一人ひとりが緑豊かな自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心を育むことを願って定められた日です。

市民講師による講座 受講生を募集します

各講座共通の事項
【会場】生涯学習センター
【時間】午前10時~午後1時
【受講料】1回コースが1000円、3回コースが3000円
【対象】市内在住、在勤、在学の方

●日本の民謡を体験しよう
6月4日・11日・18日のいずれも水曜日の「午後1」日本全国各地の民謡の解説と実技指導。性別年齢は不問。定員24人。講師は市道員記氏。持ち物は上履き、動きやすい服装。

●植物の学名を知って植物に親しむ
6月5日・12日・19日のいずれも水曜日の「午後1」。植物の学名、世界共通の学術用語の表記法と意味を解説。定員24人。講師は田中慶氏。持ち物は筆記用具。

●「お金の学校」
6月18日・25日・7月2日のいずれも水曜日の「午後1」。保険や資産運用に関する基礎知識を身につける。定員18人。講師は山田佳代氏。持ち物はパスポートまたはマイガット、5大指輪(ただし、お金の学校)。

●「お金の学校」
6月30日(月)の「午前」長期修習計画の作成と課題。コスト表作成の留意点と収支計画の立て方。定員18人。講師は濱中冬行氏。持ち物は筆記用具。

乳幼児の事故を防止しよう

東京消防庁管内では、19年(23年の5年間に)4万3263人の乳幼児(6歳以下の子)が救急車や病院へ運ばれ、特に1歳児の事故が最も多くなっています。

●転んで物につかつたりしないよう、目頃から部屋の整理整頓を心がける。
●自転車に同乗させる、子ども自身が自転車を運転する際はヘルメットを着用する。
●家族など周囲の人が事前に危険を取り除くこと、過去にどのような事故が発生しているかを知ること、重大な事故から子どもを守り、1人でも多くの子どもが日常生活の中で事故に遭わないようにしよう。

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。

26年度の加入を随時受け付け中

交通災害共済 「ちよこつと共済」 に加入しませんか

万一の交通事故に備えて「東京都市町村民交通災害共済(ちよこつと共済)」に加入しませんか。ちよこつと共済は、都の39市町村が共同で実施する共済制度で、会員が交通事故のけがにより治療を受けた場合、



加入申込書

自転車安全利用 TOKYOキャンペーン 5月1日(木)~31日(土)に実施

5月1日(木)~31日(土)の期間、市では自転車の安全利用を広く周知するため、警察署および関係団体と連携して「自転車安全利用TOKYOキャンペーン」を実施します。



自転車安全利用TOKYOキャンペーン

よって見舞金の額が異なります。加入申し込みは都市計画課(市役所5階、上の原ひばりが丘・滝山の各連絡所、市役所)。

●「路上喫煙禁止区域」は、このようにシールで、路面に表示します

●「路上喫煙禁止区域」は、このようにシールで、路面に表示します

●「路上喫煙禁止区域」は、このようにシールで、路面に表示します

高齢者を対象とした 「防火防災診断」を実施しています

東京消防庁管内で、26年1月~3月に発生した住宅火災による死者のうち、9割が65歳以上の高齢者です。昨年はその割合が最近の5年間で最も高い約7割でしたが、今年はその割合を減らすため、高齢者のお宅を訪問し、火災、

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。

市民伝言板

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。

会員募集

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。

催し

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。

大雨・台風のシーズンに備え 「水防訓練」を実施します

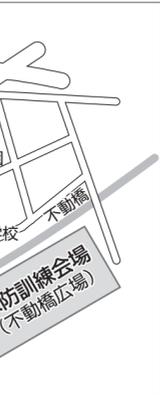
大雨・台風のシーズンに備えて、水防訓練を実施します。水防や治水の大切さを理解していただく良い機会ですので、皆さんの来場をお待ちしています。

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。



水防訓練会場 案内図



昨年の水防訓練の様子

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。

●「訪問対象」東久留米市災害時要援護者登録簿に登録されている65歳以上で一人暮らしの方。
●「事前連絡」同席者から訪問する前には、消防署から電話連絡をお願いします。
●「その他」同居簿に登録されていない方で、防火防災診断を希望する方は、同消防署にご連絡ください。